

川崎市病院局規程第 7 号

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程
を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する
規程

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和２年川崎市病院局規程第５号）の一部を次のように改正する。

第２１条第４項中「及び第６号から第１１号まで」を「、第６号から第１０号まで及び第１２号」に改め、同項中「若しくは第１２号」を「若しくは第１３号」に改める。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。